

入所生活介護利用料金表

★ 利用料金

①従来型個室利用者における入所生活介護サービス利用料金

	介護保険適用時の1日当たりの自己負担額	基本サービス費 (単位)
要介護1	573円	573単位
要介護2	641円	641単位
要介護3	712円	712単位
要介護4	780円	780単位
要介護5	847円	847単位

②多床室利用者における入所生活介護サービス利用料金

	介護保険適用時の1日当たりの自己負担額	基本サービス費 (単位)
要介護1	573円	573単位
要介護2	641円	641単位
要介護3	712円	712単位
要介護4	780円	780単位
要介護5	847円	847単位

③付加サービスの利用料金

	介護保険適用時の1日当たりの自己負担額	基本サービス費 (単位)
個別機能訓練加算Ⅰ	12円	12単位
個別機能訓練加算Ⅱ	20円/月	20単位/月
精神科医療養指導加算	5円	5単位
栄養マネジメント強化加算	11円	11単位

(1) 通所型サービス利用料金

日常生活支援総合事業(通所型サービス)の報酬区分を基本と致します。

【基本報酬】

	利用料金	1月自己負担額
通所型独自サービス1	1,672 単位	1,672 円
通所型独自サービス2	3,428 単位	3,428 円

- ※ 利用料金は1ヶ月ごとの定額制
- ※ 送迎、入浴料込み
- ※ 1月の中で全部で4回以下の場合は、1日につき384円、1月の中で全部で5回以上8回以下の場合は1日につき395円で計算いたします。
- ※ 新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、基本報酬に0.1%上乘せとなります。令和3年4月から令和3年9月までとなっていますが、感染状況により変更される場合があります。

【各種加算】

項目	単位数
科学的介護推進体制加算	40 円/月
介護職員処遇改善加算 I	算定された単位数の合計に 1000 分の 59 を乗じる
介護職員等特定処遇改善加算 II	算定された単位数の合計に 1000 分の 10 を乗じる
口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	20 円/6 月に 1 回
口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	5 円/6 月に 1 回
栄養アセスメント加算	50 円/月
栄養改善加算	200 円/月

(1) 通所介護利用料金

通常規模型の「所要時間 6 時間以上 7 時間未満」の報酬区分を基本と致します。

【基本報酬】

	利用料金
要介護 1	581 円
要介護 2	686 円
要介護 3	792 円
要介護 4	897 円
要介護 5	1,003 円

新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、基本報酬に 0.1% 上乘せとなります。令和 3 年 4 月から令和 3 年 9 月までとなっていますが、感染状況により変更される場合があります。

【各種加算】

項目	単位数
入浴介助体制加算 (I)	40 円/日
科学的介護推進体制加算	40 円/月
介護職員処遇改善加算 I	算定された単位数の合計に 1000 分の 59 を乗じる
介護職員等特定処遇改善加算 II	算定された単位数の合計に 1000 分の 10 を乗じる
口腔・栄養スクリーニング加算 (I)	20 円/6月に1回
口腔・栄養スクリーニング加算 (II)	5 円/6月に1回
栄養アセスメント加算	50 円/月
ADL維持等加算 (I)	30 円/月

配置医師緊急時対応加算【早期・夜間】	650円/回	650単位/回
配置医師緊急時対応加算【深夜】	1300円/回	1300単位/回
生活機能向上連携訓練加算Ⅱ	200円/月	200単位/月
排せつ支援加算Ⅰ	10円/月	10単位/月
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	3円/月	3単位/月
在宅サービスを利用した時の費用	560円	560単位
口腔衛生管理加算	90円/月	90単位/月
再入所時栄養連携加算	400円/回	400単位/回
療養食加算	6円/1食	6単位/1食
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円	6単位
看取り介護加算Ⅰ（死亡日45日前～31日前）	72円	72単位
看取り介護加算Ⅰ（死亡日30日前～4日前）	144円	144単位
看取り介護加算Ⅰ（死亡日前々日～前日）	680円	680単位
看取り介護加算Ⅰ（死亡日）	1280円	1280単位

経口移行加算	28円	28単位
経口維持加算Ⅰ	400円/月	400単位/月
経口維持加算Ⅱ	100円/月	100単位/月
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円	200単位
初期加算	30円	30単位
外泊時費用	246円	246単位
科学的介護推進体制加算Ⅱ	50円/月	50単位/月
ADL維持等加算Ⅰ	30円/月	30単位/月
安全対策体制加算	20円/入所時	20単位/入所時
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数にサービス別加算を乗じた単位数の83/1000	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数にサービス別加算を乗じた単位数の23/1000	

※新型コロナウイルス感染症に対応するの特例的な評価として基本報酬に0.1%上乘せとなります。

令和3年4月から令和3年9月迄となっておりますが、感染状況により変更される場合があります。

※単位で表示されている部分は介護保険の給付対象であり、単位合計に10を掛けた数値の「介護保険負担割合証」に記載された割合が個人の負担となる。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

④居住費

基準費用額 :従来型個室…1日につき 1.200円

:多床室 …1日につき 500円

※ 利用料金の全額がご契約者の自己負担となります。

利用者段階における負担限度額(日額)

利用者負担段階	1日あたりの居住費	
	従来型個室	多床室
第1段階	320円	0円
第2段階	420円	370円
第3段階	820円	370円

※ ご契約者の利用者負担段階に応じた負担となります。

⑤食費

基準費用額 :1日につき 1.800円

(朝食 480円、昼食 660円、夕食 660円)

※ 利用料金の全額がご契約者の自己負担となります。

利用者段階における負担限度額(日額)

利用者負担段階	1日あたりの食費
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階	650円

※ ご契約者の利用者負担段階に応じた負担となります。

⑥その他の費用

健康管理費(協力病院外来処方料、お薬代、他院受診料など)インフルエンザ予防接種費用(年1~2回)、散髪代(カット1,450円、カット・顔そり1,650円)など、実費負担となります。

また、行事参加費、売店、嗜好の品や衣類等のお買い物代行など、日常生活にかかる費用や、当施設では洗えない素材の衣類のクリーニングをご家族でも行えず、施設側から業者に依頼することを希望された場合その費用も実費負担となります。

短期入所生活介護利用料金

① 従来型個室利用者における短期入所生活介護サービス利用料金

	介護保険適用時の 1日当たりの 自己負担額	基本サービス (単位)
要介護度1	596円	596単位
要介護度2	665円	665単位
要介護度3	737円	737単位
要介護度4	806円	806単位
要介護度5	874円	874単位

② 多床室利用者における短期入所生活介護サービス利用料金

	介護保険適用時の 1日当たりの 自己負担額	基本サービス (単位)
要介護度1	596円	596単位
要介護度2	665円	665単位
要介護度3	737円	737単位
要介護度4	806円	806単位
要介護度5	874円	874単位

③ 付加サービスの利用料金

	介護保険適用時の 1日当たりの 自己負担額	基本サービス (単位)
機能訓練体制 加算	12円	12単位
生活機能向上	200円/月	200単位/

連携加算Ⅱ		月
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円	6単位
長期利用者減算	30円	30単位
療養食加算	8円/1食	8単位/1食
認知症専門ケア加算Ⅰ	3円	3単位
送迎加算	片道 184円	片道184単位
個別機能訓練加算	56円	56単位
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数にサービス別加算を乗じた単位数の83/1000	
介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ	所定単位数にサービス別加算を乗じた単位数の23/1000	

※新型コロナウイルス感染症に対応するの特例的な評価として基本報酬に0.1%上乘せとなります。

令和3年4月から令和3年9月迄となっておりますが、感染状況により変更される場合があります。

※単位で表示されている部分は介護保険の給付対象であり、単位合計に10を掛けた数値の「介護保険負担割合証」に記載された割合が個人の負担となります。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

- 生活機能向上連携加算は、外部のリハビリテーション専門職等が施設を訪問し、施設職員と連携して機能訓練を実施した場合に算定されます。
- 療養食加算は、医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に加算されます。
- 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情からみて必要と認められる場合のみ、介護保険給付の対象となります。
- 認知症専門ケア加算は、専門的な認知症のケアを実施した場合に算定されます。

④居住費

基準費用額 :従来型個室…1日につき 1,200円
:多床室 …1日につき 500円

※ 利用料金の全額がご契約者の自己負担となります。

利用者段階における負担限度額(日額)

利用者負担段階	1日あたりの居住費	
	従来型個室	多床室
第1段階	320円	0円
第2段階	420円	370円
第3段階	820円	370円

※ ご契約者の利用者負担段階に応じた負担となります。

※ ただし、感染症や治療上の必要性等やむを得ない事情により個室の利用が必要な場合は、多床室と同様の負担となります。

⑤食費

基準費用額 :1日につき 1,800円
(朝食 480円、昼食 660円、夕食 660円)

※ 利用料金の全額がご契約者の自己負担となります。

利用者段階における負担限度額(日額)

利用者負担段階	1日あたりの食費
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階	650円

※ ご契約者の利用者負担段階に応じた負担となります。

⑥その他の費用

健康管理費(協力病院外来処方料、お薬代、他院受診料など)インフルエンザ予防接種費用(年1~2回)、散髪代(カット 1,450円、カット・顔そり 1,650円)など、実費負担となります。

また、行事参加費、売店、嗜好の品や衣類等のお買い物代行など、日常生活にかかる費用や、当施設では洗えない素材の衣類のクリーニングをご家族でも行えず、施設側から業者に依頼することを希望された場合、その費用も実費負担とな

ります。
別表第2

介護予防短期入所生活介護利用料金

① 従来型個室利用者における介護予防短期入所生活介護サービス利用料金

	介護保険適用時の1日当たりの自己負担額	基本サービス費 (単位)
要支援1	446円	446単位
要支援2	555円	555単位

② 多床室利用者における介護予防短期入所生活介護サービス利用料金

	介護保険適用時の1日当たりの自己負担額	基本サービス費 (単位)
要支援1	446円	446単位
要支援2	555円	555単位

② 付加サービスの利用料金

	介護保険適用時の1日当たりの自己負担額	基本サービス費 (単位)
機能訓練体制加算	12円	12単位
生活機能向上連携加算Ⅱ	200円/月	200単位/月
サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円	6単位
長期利用者減算	30円	30単位

療養食加算	8円/1食	8単位/1食
認知症専門 ケア加算Ⅰ	3円	3単位
送迎加算	片道 184円	片道184 単位
個別機能訓 練加算	56円	56単位
介護職員処 遇改善加算 Ⅰ	所定単位数にサービス別加算を乗じ た単位数の83/1000	
介護職員等 特定処遇 改善加算Ⅱ	所定単位数にサービス別加算を乗じ た単位数の23/1000	

※新型コロナウイルス感染症に対応するの特例的な評価として基本報酬に
0.1%上乘せとなります。

令和3年4月から令和3年9月迄となっておりますが、感染状況により変更
される場合があります。

※単位で表示されている部分は介護保険の給付対象であり、単位合計に10
を掛けた数値の「介護保険負担割合証」に記載された割合が個人の負担と
なる。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、
ご契約者の負担額を変更します。

- 生活機能向上連携加算は、外部のリハビリテーション専門職等が施設
を訪問し、施設職員と連携して機能訓練を実施した場合に算定されます。
- 療養食加算は、医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に加算
されます。
- 送迎加算は、利用者の心身の状態、家族等の事情からみて必要と認め
られる場合のみ介護予防給付の対象となります。
- 認知症専門ケア加算は、専門的な認知症のケアを実施した場合に算定
されます。

④居住費

基準費用額 :従来型個室…1日につき 1200円

:多床室 …1日につき 500円

利用者段階における負担限度額(日額)

利用者負担段階	1日あたりの居住費	
	従来型個室	多床室
第1段階	320円	0円
第2段階	420円	370円
第3段階	820円	370円

※ ご契約者の利用者負担段階に応じた負担となります。

※ ただし、感染症や治療上の必要性等やむを得ない事情により個室の利用が必要な場合は、多床室と同様の負担となります。

⑤食費

基準費用額 :1日につき 1800円

(朝食 480円、昼食 660円、夕食 660円)

利用者段階における負担限度額(日額)

利用者負担段階	1日あたりの食費
第1段階	300円
第2段階	390円
第3段階	650円

※ご契約者の利用者負担段階に応じた負担となります。

⑥その他の費用

健康管理費(協力病院外来処方料、お薬代、他院受診料など)、インフルエンザ予防接種費用(年1~2回)、散髪代(カット1,450円、カット・顔そり 1,650円)など、実費負担となります。

また、行事参加費、売店、嗜好の品や衣類等のお買い物代行など、日常生活にかかる費用や、当施設では洗えない素材の衣類のクリーニングをご家族でも行えず、施設側から業者に依頼することを希望された場合、その費用も実費負担となります。

